

## 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の監視体制について

環境管理課

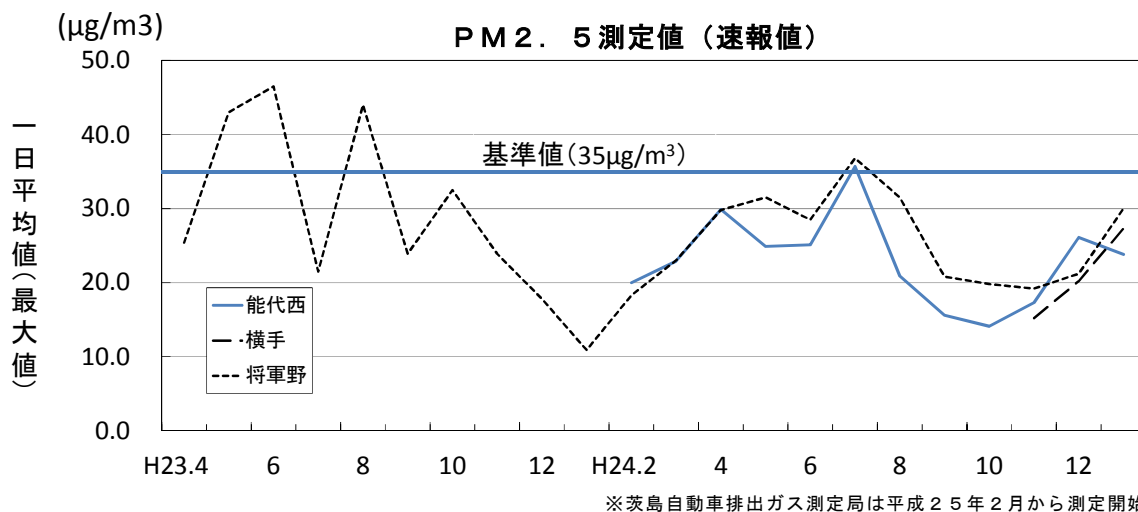
- 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については、平成21年9月に国が環境基準を設定したことに伴い、環境省の定める「事務処理基準」に基づき監視体制を整備してきており、秋田市分を含め県内4カ所（秋田市（茨島、将軍野）、能代市、横手市）に測定局を設置している（別紙「微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）測定機配置図」参照）。
- これまでの測定結果では、一時的に基準値を上回ることがあったものの、すべての測定局において環境基準を達成しており、問題ないレベルで推移している。

### 環境基準達成の評価

短期基準に関する評価<sup>※1</sup>及び長期基準に関する評価<sup>※2</sup>のいずれも満たすこと。

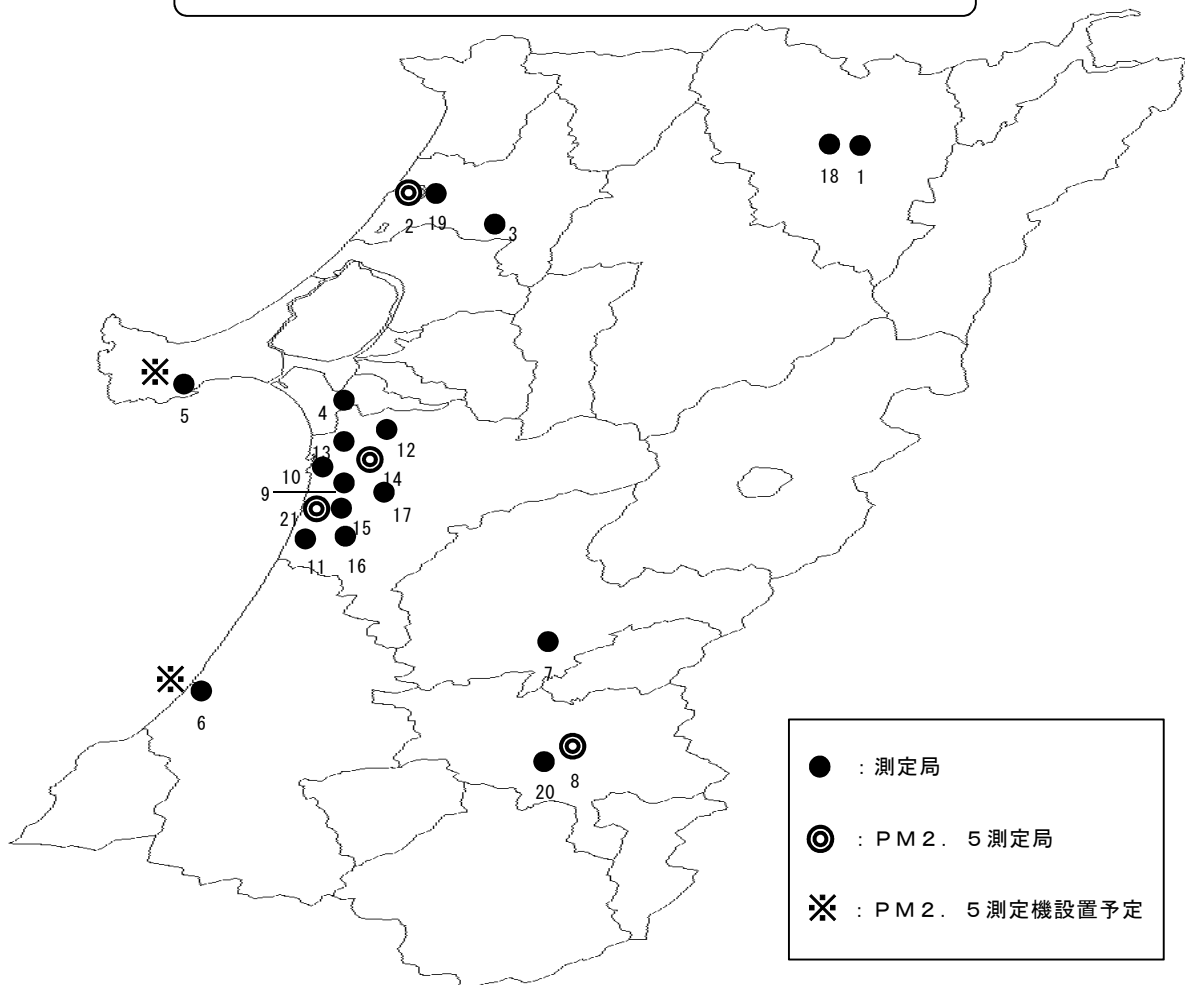
※1：1日平均値のうち年間98パーセントタイル値が、基準値（35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えないこと。

※2：1年平均値が基準値（15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えないこと。



- しかしながら、平成25年1月以降、中国の深刻な大気汚染に伴い、九州、近畿地方などで、平常時に比べて高い濃度の微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）が観測されており、全国的に越境大気汚染が懸念されている。
- こうしたことから、早急に沿岸部の男鹿市（船川測定局）と由利本荘市（本荘測定局）に測定機を整備し、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）に係る監視体制を強化することとする。

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）測定機配置図



測定局種別	一般大気環境測定局																	自動車排出ガス測定局			
	県								市									県			市
設置主体	No.								No.									No.			No.
局舎名	1 大館	2 能代西	3 檜山	4 昭和	5 船川	6 本荘	7 大曲	8 横手	9 山王	10 土崎	11 新屋	12 上新城	13 堀川	14 将軍野	15 茨島	16 仁井田	17 広面	18 大館自排	19 能代自排	20 横手自排	21 茨島自排

【参考】微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）とは

- ・大気中の浮遊粒子状物質（粒径10マイクロメートル以下）の中でも粒径の小さい微小粒子状物質（粒径2.5マイクロメートル以下）をいう。
- ・微小粒子は粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすいため、様々な健康影響の可能性が懸念されている。

